

後期高齢者医療制度が

4月から開始されます

4月1日から、75歳（一定）以上の障害がある人は65歳以上の人を対象にした老人保健制度に代わって、新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。

この後期高齢者医療制度は今後、高齢化に伴い医療費の一層の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、現役世代と高齢者世代とともに支えあうものとして設けられました。

岡山県内の全市町村が加入する岡山県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の決定や医療の給付を行います。

保険料

岡山県後期高齢者医療広域

被保険者均等割額	43,500円
所得割率	7.89%
賦課限度額	500,000円

▼所得の低い世帯の人には、国民健康保険制度と同様に、被保険者均等割額が、世帯の所得に応じて軽減(7割、5割、2割)されます。
▼どんなに所得の高い人でも、年50万円が最高になります。

国民健康保険税や社会保険・健康保険組合などの保険料から後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。
新しく保険料をご負担いただくことになります。「加入から2年間は、被保険者均等割額の半額」に軽減されます。ただし、平成20年度に限り、均等割額が、9月分までは全額、10月分から3月分までは9割減額されます。

問合せ	制度・資格について
市民課 ☎ ⑥⑨2130	保険料について
税務課 ☎ ⑥⑨2116まで	する時期について

歳 平成20年4月1日時点で75歳（一定の障害がある人は65歳以上）

○後期高齢者医療制度に加入する時期について
○所得割の率や被保険者均等割額は、「広域連合が医療の給付に応じて、2年ごとに条例で決めます。

連合において、保険料率等が決まりましたのでお知らせします。

○保険料は、高齢者の皆さんに納めていただくことになります。

歳以上の人は4月1日から、また、4月2日以降に75歳になる人は75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に加入することになり、保険料は加入された月の分から納めることになります。

保険料については、後期高齢者医療制度に加入する前に加入していた医療保険の区分によって、次の扱いになります。

○保険料の額は、その人の「所得に応じてご負担いただいく部分（所得割）」と被保険者の人に「等しくご負担いたく部分（被保険者均等割）」の合計額になります。

国民健康保険に加入していた人や「サラリーマンで健康保険の被保険者」であった人 「健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者」であった人

保険証

後期高齢者医療制度では、被保険者証が1人に1枚交付されます。被保険者証には自己負担割合が記載されています。3月末までに、市役所から送付する予定です。

※1月下旬頃までは、岡山県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療制度に加入される人を対象に「後期高齢者医療制度」のチラシが郵送される予定なので、詳しくはチラシをご覧ください。

★世界一トリートメント★

カール美容室 63-6723

数ある美容室の中から選ばれたごくわずか1%の店舗でしか扱えないとても希少価値の高いトリートメントです。このミラクルなトリートメントは今までのトリートメントと違い、その場で効果が実感できます。ダメージでお悩みの方は、ぜひ一度『カール美容室』にご来店下さい。

■新規ご来店の方でパーマ・カラー・トリートメントメニューをされた方には

ホームケア用『世界一トリートメント（2500円）』をプレゼントいたします。

●定休日／月・第3日曜

●営業時間／9：00～18：30

●笠岡マルナカ西隣り

私達があ待ちしております。

